

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農林業基盤等を整備しようとする受益者に予算の範囲内において、補助金を交付し、受益者の負担軽減及び農村環境の保全を図るため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成 17 年庄原市規則第 46 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第 2 条 補助の対象となる事業は、単独県費補助事業に採択されない費用総額 10 万円以上の事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、農地災害復旧工事については 25 万円以上 40 万円未満とする。

- (1) 農道又は林道（橋りょうを含む。）の改良及び舗装工事
- (2) 治山のための土留等工事
- (3) ため池の用途廃止のための工事
- (4) かんがい排水施設の改修工事
- (5) 農地及び畦畔の改修、改良工事（暗きょ排水を含む。）
- (6) 農地災害復旧工事（異常な天然現象により発生した災害）

2 補助の対象となる者は、前項各号に掲げる補助対象事業の受益者とする。

(補助額等)

第 3 条 補助金の額は、事業に要した実際の費用と、毎年度、市が定める標準設計による工事費用のいずれか低い額に 25 パーセントを乗じて得た額（10 円未満の額は切捨て）とし、1 事業当たりの限度額は、1 会計年度 375 千円とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長の定める率及び限度額で交付することができる。

(交付申請の手続)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第 1 号）に事業概要書（様式第 2 号）及び見積書（様式第 3 号）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第 4 号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(平成 22 年 7 月 16 日庄原ゲリラ豪雨災害による農地及び農業用施設災害復旧事業の特例)

2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年度までに行う平成 22 年 7 月 16 日庄原ゲリラ豪雨災害による農地及び農業用施設災害復旧事業のうち、国庫補助対象とならなかった事業で、1 事業当たりの事業費が 5 万円以上であり、災害による被害報告等を行っているものについては、補助対象とする。

3 前項により補助対象となった事業の補助金の額は、第 3 条の規定にかかわらず、事業に要した実際の費用と、毎年度、市が定める標準設計による工事費用のいずれか低い額に 75 パーセントを乗じて得た額（10 円未満の額は切捨て）とし、1 事業当たりの限度額は 1 会計年度 30 万円とする。

以下省略